

小田原市重点対策加速化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を重点対策加速化事業費補助金として交付することについて、国交付要綱及び小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 中小企業等 次のアからキまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業者（中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除いたもの

(ア) 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を所有していること。

(イ) 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を所有していること。

(ウ) 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

キ アからカまでに掲げる者に準ずるものとして市長が適当と認める者

(2) O R E 小田原市再エネ電力使用事業所登録制度実施要綱（令和7年5月1日制

定)による小田原市再エネ電力使用事業所登録制度をいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者が本市の市税に滞納がある場合は、交付の対象としない。

3 補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあつては、役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの

(3) 法人でない団体にあつては、団体の代表者が暴力団員に該当するもの

(4) 個人にあつては、暴力団員に該当するもの

4 市長は、補助金の交付を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の情報を提供し、前項各号に規定するもののいずれかに該当するか否かを確認（次項において「県警照会」という。）するものとする。ただし、前項各号の規定に該当しないことが明らかなときは、この限りではない。

5 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の工期確保等のため速やかに交付の決定（規則第5条第1項に規定する交付の決定をいう。以下同じ。）を行う必要があると市長が認めるときに限り、県警照会の結果を待たずして交付の決定をすることができると。ただし、県警照会の結果、第3項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、当該交付の決定を取り消す。

(交付の申請等)

第4条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第2項及び第3項に規定する申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書の補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定しなければならない。ただし、以下の各号に掲げる者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- (1) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者である者
- (3) 補助事業に係る消費税仕入れ税額控除の取扱について（平成 24 年 8 月 9 日環境会発第 120809001 号）の例により、市長が認める者

3 市長は、交付の決定をしたときは、申請者に小田原市重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第 5 条 規則第 8 条第 1 項に規定する別に定める期日は、補助金交付決定通知書を受領した日から 30 日を経過する日までとする。

（変更等の承認）

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容（補助対象、補助金額及び役員等）を変更し、又は廃止しようとする場合は、小田原市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金変更（廃止）承認申請書（様式第 4 号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更（補助対象事業の内容に影響のない変更をいう。）をしようとする場合は、この限りでない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は法人の所在地、商号並びに代表者の職名及び氏名の変更
- (2) 代理人の変更
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、その他市長が軽微な変更と認める事項

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、小田原市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金変更（廃止）承認通知書（様式第 5 号）を交付するものとする。

3 補助事業者は、第 1 項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項に規定する届出は、軽微な変更届（様式第 6 号）により行うものとする。

（交付の条件）

第 7 条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 次条に定める補助事業者の責務を遵守すること。
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱の定めるところによること。

(3) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(4) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(5) 補助事業者は、取得財産等のうち次のアからエまでに掲げる財産を、市長の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）てはならない。

ア 不動産

イ 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

ウ 上記ア及びイに掲げるものの従物

エ 取得財産等の取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産

(6) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件（昭和 56 年 7 月環境庁告示第 55 号）で定める期間とする。

(7) 前号に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ小田原市重点対策加速化事業費補助金財産処分承認申請書（第 13 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。また、その財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。

(8) 財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、市長が定める期限内に

納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

- (9) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者へ納付させることができる。

（補助事業者の責務）

第8条 補助事業者は、市が行う補助対象設備の使用状況、補助対象施設の電力使用量その他必要な事項に関する調査に協力する責務を負う。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、市長あてに補助事業の完了予定期日変更報告書（様式第7号）を提出し、その旨を報告するものとする。

- 2 第12条による実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度実績報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

- 3 前項の規定にかかわらず完了予定期日の変更が補助事業の内容に著しい変更を伴う場合は、第6条に規定する補助金の変更承認申請によるものとする。

（交付の決定の取消し）

第10条 規則第9条第3項及び第16条第4項の規定による交付決定の全部又は一部の取消しは、小田原市重点対策加速化事業費補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第8号）によるものとする。

（報告等）

第11条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第9号）に、別表に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 1 3 条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、小田原市重点対策加速化事業費補助金交付額確定通知書（様式第 1 2 号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 2 0 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

(補助金の額の再確定)

第 1 4 条 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 1 2 条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第 1 項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の返還)

第 1 5 条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第 3 条第 2 項又は第 3 項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、第 1 0 条の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に關し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 第 1 3 条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(書類の整備保管)

第 16 条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第 7 条第 6 号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(実施細則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 24 日要綱第 13 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日要綱第 47 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 6 月 14 日要綱第 67 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式第 2 号に基づいて調製された役員等氏名一覧表は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和 6 年 9 月 2 日要綱第 105 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和 6 年 12 月 2 日要綱第 139 号)

この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 5 月 30 日要綱第 号)

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

別表（第3条、第4条、第12条関係）

1 重点対策加速化事業

(1) 自家消費型太陽光発電設備（P P A・リース型家庭用・事業用）

交付金交付の目的	P P A・リース契約等（太陽光発電設備を設置するに当たり、建物の所有者の初期投資に係る自己負担額がゼロ円となる契約形態で、一定期間経過後に太陽光発電設備の所有権が建物所有者に移転するものを含む。以下同じ。）による太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者	P P A・リース事業者等
交付対象事業	自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 小田原市内に設置されるものであること。 4 家庭用として住宅等に設置される太陽光発電設備を設置する場合、自家消費率が30%以上であること。また、発電した電力のうち余剰電力は、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却すること。 5 事業用として事業所等に設置される太陽光発電設備を設置する場合、自家消費率が75%以上であること。また、発電した電力のうち余剰電力を売却する場合においては、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定

		するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却すること。 6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
交付金額		5 万円／k W（事業用として事業所等に設置されるもの） 7 万円／k W（家庭用として住宅等に設置されるもの）
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	付表第 1 に掲げる書類
交付金交付決定通知書様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表第 2 に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内
その他交付要件		1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J - クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		交付申請書（様式第 1 号）、実績報告書（様式第 9 号）及び実績報告書総括表（様式第 1 0 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(2) 蓄電池（P P A ・ リース型家庭用）

交付金交付の目的		太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者		P P A ・ リース事業者等
交付対象事業		1 (1) 又は 1 (3) の付帯設備であって家庭用として住宅等に設置される蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙 2 の 2 ア（イ）に定める交付要件を満たし、蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値）が 2 0 kWh 未満であること。 2 小田原市内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
交付金額		蓄電池の価格（円）の 1 / 3 (ただし、5 . 1 6 万円 / k W h を上限とする。)
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	付表第 1 に掲げる書類
交付金交付決定通知書様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表第 2 に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内

その他交付要件	1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 3 12.5 万円 / kWh（工事費込み・税抜き）以内の蓄電池システムとなるよう努めること。
申請等様式の特例	1 交付申請書（様式第 1 号）、実績報告書（様式第 9 号）及び実績報告書総括表（様式第 10 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。 2 1(1)と同時に交付申請する場合で、添付書類が 1(1)の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告等について同じ。）

(3) 自家消費型太陽光発電設備（自己所有型家庭用・事業者用）

交付金交付の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者	住宅又は事業所等に太陽光発電設備を設置する者（PPA 及びリースによるものを除く）
	自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙 2 の 2 ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 小田原市内に設置されるものであること。 4 家庭用として住宅等に設置される太陽光発電設備を設置する場合、自家消費率が 30%以上であること。また、

交付対象事業		発電した電力のうち余剰電力は、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却すること。 5 事業用として事業所等に設置される太陽光発電設備を設置する場合、自家消費率が75%以上であること。また、発電した電力のうち余剰電力を売却する場合においては、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却すること。 6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
交付金額		5万円／kW（事業用として事業所等に設置されるもの） 7万円／kW（家庭用として住宅等に設置されるもの） 上記によらず、 事業用として事業所等に設置されるもののうち、ソーラーカーポートを導入する場合は、補助対象事業費の1／3（補助対象事業費は上限3億円／件）
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	付表第1に掲げる書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書収受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末まで又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表第2に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書収受後、1か月以内

その他交付要件	1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	交付申請書（様式第 1 号）及び実績報告書（様式第 9 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(3 の 2) 蓄電池（自己所有型家庭用）

交付金交付の目的		太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者		家庭用として住宅に蓄電池を設置する者（P P A 及びリースによるものを除く）
交付対象事業		1 (1) 又は 1 (3) の付帯設備であって家庭用として住宅等に設置される蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙 2 の 2 ア（イ）に定める交付要件を満たし、蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値）が 2 0 kWh 未満であること。 2 小田原市内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
交付金額		蓄電池の価格（円）の 1 / 3（ただし、5 . 1 6 万円 / kWh を上限とする。）
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	付表第 1 に掲げる書類

交付金交付決定通知書様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表第 2 に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内
その他交付要件		1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 3 12.5 万円／kWh（工事費込み・税抜き）以内の蓄電池システムとなるよう努めること。
申請等様式の特例		1 交付申請書（様式第 1 号）及び実績報告書（様式第 9 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。 2 1 (3) と同時に交付申請する場合で、添付書類が 1 (3) の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告等について同じ。）

(4) 地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）

交付金交付の目的	ソーラーシェアリング等の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者	ソーラーシェアリング等設備を設置する者
	次に掲げる要件を全て満たすものとする。

交付対象事業		1 国実施要領別紙 2 の 2 イ（キ）に定める交付要件を満たすこと。（ただし、g に定める要件にあっては（a）を満たすこと。） 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 小田原市内に設置されるものであること。 4 太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費率が 50 % 未満であること。 5 太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者売却すること。 6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
交付金額		補助対象事業費の 1 / 2
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	付表第 1 に掲げる書類
交付金交付決定通知書様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表第 2 に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内
		1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるもので

その他交付要件	あること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	交付申請書（様式第 1 号）及び実績報告書（様式第 9 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(4 の 2) 地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）

交付金交付の目的	小田原市気候変動対策推進計画に基づいて地域脱炭素化促進事業（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条に定めるものをいう。）に認定した再生可能エネルギー発電事業（以下、「認定再エネ導入事業」という。）を実施する者に対し、その整備費用の一部を補助することにより、幅広い太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者	認定再エネ導入事業を実施する者
交付対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙 2 の 2 イ（キ）に定める交付要件を満たすこと。（ただし、g に定める要件にあっては（b）を満たすこと。） 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 4 認定再エネ導入事業であること。 5 太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費率が 50%未満であること。 6 太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、別に

		市長が定める売電条件に基づき、市長が指定するエリア エネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業 者に売却すること。
交付金額		補助対象事業費の 1 / 2
交付 申請 書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	付表第 1 に掲げる書類
交付金交付決定通 知書様式		様式第 3 号
交付決定通知書の 交付時期		交付申請書收受後、おおむね 1 か月
実績 報告 書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで又は市長が交 付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表第 2 に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内
その他交付要件		1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるもので あること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業によ り取得した温室効果ガス排出削減効果について J - クレ ジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		1 交付申請書（様式第 1 号）及び実績報告書（様式第 9 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足が ないときに限り、他の書式によって代用することができ る。 2 認定事業の取消が生じた際に、直ちに報告すること。 3 1 (4 の 2) の交付申請の添付書類について、認定再エネ 導入事業の申請に要した添付書類と重複するものについ ては、認定再エネ導入事業申請への添付をもって代える

	ことができる。（実績報告等において同じ。）
--	-----------------------

(5) 高効率空調、高効率照明（自己所有）

交付金交付の目的		事業の用に供する高効率空調設備又は高効率照明設備の整備費用の一部を補助することによりエネルギー消費を抑制し、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。
交付対象者		小田原市内（小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱（令和５年８月７日制定）第２条第２項の脱炭素先行地域を除く。）において事業の用に供する高効率空調設備又は高効率照明設備を設置（リース契約によるものを除く。）する中小企業等又はOREの達成事業所又は宣誓事業所として登録された事業所
交付対象事業		次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙２の２ウ（チ）a又はcに定める交付要件を満たすこと。 2 高効率照明機器については、特殊な形式を除き、小田原市グリーン購入ガイドラインで示す判断基準を満たすこと。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
交付金額		高効率空調設備の補助対象事業費の１／２ 高効率照明設備の補助対象事業費の１／２ （ただし、千円未満切り捨てとし、中小企業等かつOREの達成事業所又は宣誓事業所として登録された事業所にあつては６００万円を、その他の事業所にあつては５００万円を上限とする。）
交付申請書	様式	様式第１号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の７月末まで
	添付書類	付表第１に掲げる書類
交付金交付決定通		様式第３号

知書様式		
交付決定通知書の 交付時期		交付申請書收受後、おおむね 1 か月
実績 報告 書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 8 月末まで。ただし、市長が交付決定通知において指定した日がある場合にあっては、当該指定した日。
	添付書類	付表第 2 に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内
その他交付要件		1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		交付申請書（様式第 1 号）及び実績報告書（様式第 9 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

付表第 1（第 4 条関係）

補助金の種類	添付書類
全補助金に共通	1 申請者の登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。） 2 役員等氏名一覧表（様式第 2 号） 3 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納がないことを証する書類の写し 4 補助申請額の根拠となる資料（見積書、系統連系工事費負担金請求書等の総事業費及び補助対象事業費の内訳が分かるもの） 5 補助対象設備の実際の設置図（平面図、機器

	配置図、システム系統図及び単線結線図）又はこれらに代わるもの ※補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるもの 6 その他市長が必要と認める書類 ※自家消費型太陽光発電設備（P P A・リース型家庭用・事業用）で設置件数が複数あり、それを一つの交付申請書で申請する場合は、上記4及び5の添付は不要とする。
1 (1) 自家消費型太陽光発電設備（P P A・リース型家庭用・事業用）	1 補助金の充当によりサービス料金（リース料金）から補助相当額が減額されることが分かる書類
1 (2) 蓄電池（P P A・リース型家庭用）	2 法定耐用年数期間中、本補助金により形成した資産の財産処分を禁じることが分かる書類 3 その他市長が必要と認める書類
1 (3) 太陽光発電設備（自己所有型家庭用・事業者用）	1 補助対象設備の仕様書又はカタログ 2 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の地図 3 自家消費率の算出根拠（電力需要量、発電予測量及びそれに基づき計算した年間自家消費率等）
1 (3 の 2) 蓄電池（自己所有型家庭用）	4 ソーラーカーポートを導入する場合は、交付対象事業費が3億円以内と分かる書類 5 その他市長が必要と認める書類
1 (4) 地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）	1 補助対象設備の仕様書又はカタログ 2 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の地図
1 (4 の 2) 地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事	3 自家消費率の算出根拠（電力需要量、発電予測量及びそれに基づき計算した年間自家消費率

業)	等) 4 その他市長が必要と認める書類
1 (5) 高効率空調、高効率照明 (自己所有)	1 補助対象設備及び既存設備の仕様書又はカタログ 2 既存設備と比較して温室効果ガス排出量を 30%以上削減相当と確認できる書類 ※高効率空調のみ 3 調光制御機能を有するLED又は再エネ一体 型屋外照明であることが確認できる書類 ※高効率照明のみ 4 OREの登録状況が分かるもの 5 その他市長が必要と認める書類

付表第2 (第12条関係)

補助金の種類	添付書類
全補助金に共通	1 実績報告書・個票(様式第11号その1～様式第11号その4) ※補助金の種類に合わせた書式を使用すること。 2 実績額を記載した事業費内訳表(様式第1号を準用すること。) 3 補助対象経費の根拠資料(見積書、契約書、注文書、請書、請求書、領収書等の補助対象事業費の内訳が分かる資料) 4 発注日、着工日、引渡日及び支払日が明記されている資料(上記3で代用可) 5 施工前後の写真 6 補助対象設備の実際の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図)又はこれらに代わるもの ※補助対象設備及び補助対象外設備の判別がで

	きるもの 7 その他市長が必要と認める書類
1 (1) 自家消費型太陽光発電設備（P P A・リース型家庭用・事業用）	1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は以下を撮影した写真であること。 (1) 全ての太陽電池モジュール (2) パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる写真を含む。） (3) 蓄電池本体及び蓄電システム付帯のD C／D Cコンバータ ※蓄電池を設置する場合のみ 2 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、メーカーカタログ等） 3 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、メーカーカタログ等） ※蓄電池を設置する場合のみ
1 (2) 蓄電池（P P A・リース型家庭用）	4 自家消費率の算出根拠（太陽光発電設備稼働後の需要量、発電量及びそれに基づき計算した自家消費率等） 5 補助金の充当によりサービス料金（リース料金）から補助相当額が減額されることが分かる書類 6 法定耐用年数期間中、本補助金により形成した資産の財産処分を禁じることが分かる書類 7 余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却することが確認できる書類

	※余剰電力を売電する場合のみ 8 発電量及び発電した電気の消費量又は売電量が分かる書類 9 その他市長が必要と認める書類
1 (3) 太陽光発電設備（自己所有型家庭用・事業者用）	1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は以下を撮影した写真であること。 (1) 全ての太陽電池モジュール (2) パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる写真を含む。） (3) 蓄電池本体及び蓄電システム付帯のDC／DCコンバータ ※蓄電池を設置する場合のみ 2 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、メーカーカタログ等） 3 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、メーカーカタログ等） ※蓄電池を設置する場合のみ 4 自家消費率の算出根拠（太陽光発電設備稼働後の需要量、発電量及びそれに基づき計算した自家消費率等） 5 余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却することが確認できる書類 ※余剰電力を売電する場合のみ 6 その他市長が必要と認める書類
1 (3 の 2) 蓄電池（自己所有型家庭用）	

1 (4) 地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）	1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は以下を撮影した写真であること。 (1) 全ての太陽電池モジュール (2) パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる写真を含む。） 2 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、メーカーカタログ等） 3 自家消費率の算出根拠（太陽光発電設備稼働後の需要量、発電量及びそれに基づき計算した自家消費率等） 4 一般送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器及び系統設備に対する工事負担金（一般送配電事業者への継続検討申込に係る調査（検討料）を除く。）を対象経費に含むときは、太陽光発電設備の系統接続に係る資料
1 (4 の 2) 地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）	5 余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却することが確認できる書類 6 以下の内容を記載した標識の写真（20kW以上の太陽光発電設備の場合に限る。） (1) 交付対象事業者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号 (2) 保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先電話番号 (3) 運転開始年月日 (4) 本補助金により設置した旨 7 その他市長が必要と認める書類
1 (5) 高効率空調、高効率照明	1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後

(自己所有)	の写真は、提出書類に記載された設備と同一であることが分かるよう銘板等を確認できるもの 2 補助対象設備の能力等が分かる書類の写し (仕様書、保証書、出荷証明書、カタログ等) 3 その他市長が必要と認める書類
---------------	--

様式第 1 号（第 4 条関係）

小田原市重点対策加速化事業費補助金交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

（申請者） 郵便番号

住所・所在地

☐ 法人（名称・代表者の職・氏名）
☐ 個人（氏名）

ふりがな

氏名・名称

担当者

（氏名・電話番号）

小田原市重点対策加速化事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請する補助金の種類と交付申請額

補助金の種類（○を付けてください。）	交付申請額
自家消費型太陽光発電設備（PPA・リース型家庭用・事業用）	千円
蓄電池（PPA・リース型家庭用）	千円
自家消費型太陽光発電設備（自己所有型家庭用・事業用）	千円
蓄電池（自己所有型家庭用）	千円
地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）	千円
地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）	千円
高効率空調、高効率照明（自己所有）	千円
交付申請額合計	千円

2 事業期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 交付申請額及び事業計画の詳細並びに添付資料

別添のとおり

4 制約事項

- ☐ 導入設備を法令、条例等に適合して設置すること。
- ☐ 要綱第3条第3項第1号から第4号に規定する交付の対象としない者に該当しないこと。
- ☐ 市が行う補助対象設備の使用状況、補助対象施設の電力使用量及びその他必要な事項に関する調査に協力すること。（要綱第8条）
- ☐ 要綱第11条に規定する市からの報告要請や検査に対し、誠実に対応すること。
- ☐ 導入設備について、補助金受領後も、管理するための台帳を備え、善良な管理者をもって管理し、補助金の交付目的に従い、効果的な運用を図ること。

5 委任状

私は、要綱第4条に規定する交付申請に関する手続権限について、以下の者を代理人と定め、委任します。

代理人名 (法人の場合は、法人名)	
担当者部署	
担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者 E-Mail	

※手続きを委任した場合であっても、提出された書類の内容について、一定期間代理人と連絡が取れない場合や、市からの確認に対し明確な回答が得られない場合は、申請者本人に連絡及び確認を行います。

(事業計画)

※以下、対象となる補助対象設備にチェックをすること。

☐ (1) 自家消費型太陽光発電設備 (PPA・リース型家庭用・事業用)

用途	設置件数	太陽光発電設備の 出力合計	補助金申請額
家庭用		kW	千円
事業用		kW	千円
合 計		kW	千円

☐ (2) 蓄電池 (PPA・リース型家庭用)

形式	蓄電容量(A) (小数点第二位 以下切捨て)	個数(B)	補助金申請額 (A) × (B) × 51.6 千円 (千円未満切捨て)
	kWh/個	個	千円
	kWh/個	個	千円
	kWh/個	個	千円
合 計		個	千円

☐ (3) 自家消費型太陽光発電設備 (自己所有型家庭用・事業用)

用途の別	☐ 家庭用
	☐ 事業用 (☐ カーポート ☐ その他)
設置場所	☐ 住所表示 ☐ 地番 小田原市
太陽光モジュールにおける J I S 等に基づく公称最大出力の合計値(A)	kW (小数点以下第 1 位まで)
パワーコンディショナーの定格規格の合計値(B)	kW (小数点以下第 1 位まで)
(A) と (B) のいずれか低い方(C)	kW (小数点以下第 1 位まで)
(C) の整数部分の値(D)	kW (小数点以下切捨て)
自家消費率の見込み	%

総事業費（税込）	円
総事業費（税抜）	円
補助対象事業費（税抜） (E)	円
補助金申請額（家庭用） (F)=(D)×70 千円	千円
補助金申請額（事業用・ カーポート） (F)=(E)×1/3	千円
補助金申請額（事業用・ その他） (F)=(D)×50 千円	千円

☐ （３の２）蓄電池（自己所有型家庭用）

形式	
蓄電容量(A)	kWh (小数点第二位以下切捨て)
安全基準適合	☐ 実施要領別紙２の２ア(イ)に定める交付要件の全てを満たすこと。
総事業費（税込）	円
総事業費（税抜）	円
補助対象事業費（税抜）(B)	円
補助金申請額計算 (C)=(B)×1/3	千円(千円未満切捨て)
補助金申請上限（家庭用） (D)=(A)×51.6 千円	千円(千円未満切捨て)
補助金申請額 (C)と(D)のいずれか低い方	千円

☐ （４）地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）

設置場所	☐ 住所表示 ☐ 地番 小田原市
太陽光モジュールにおける J I S 等に基づく公称 最大出力の合計値	kW

パワーコンディショナー の定格規格の合計値	kW
系統連系出力	kW
総事業費（税込）	円
総事業費（税抜）	円
補助対象事業費（税抜） (A)	円
補助金申請額(A)×1/2	千円(千円未満切捨て)

☐ (5) 地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）

設置場所	☐ 住所表示 ☐ 地番 小田原市
認定に係る決定日及び通知 番号	年 月 日 第 号
太陽光モジュールにおけ る JIS 等に基づく公称最 大出力の合計値	kW
パワーコンディショナー の定格規格の合計値	kW
系統連系出力	kW
総事業費（税込）	円
総事業費（税抜）	円
補助対象事業費（税抜） (A)	円
補助金申請額(A)×1/2	千円(千円未満切捨て)

☐ (6) 高効率空調、高効率照明（自己所有）

設置場所	☐ 住所表示 ☐ 地番 小田原市
建物又は店舗の名称等	
事業者の別	☐ 中小企業等 ☐ その他
O R E の状況	☐ 宣誓 ☐ 達成 ☐ なし

高効率空調設備	総事業費（税込）	円
	総事業費（税抜）	円
	補助対象事業費（税抜） (A1)	円
	補助金申請額 (B1) = (A1) × 1/2	千円（千円未満切捨て）
	従来の機器等に対する導入設備の省CO2効果 ※根拠資料を添付すること。	t-CO2/年
高効率照明機器	総事業費（税込）	円
	総事業費（税抜）	円
	補助対象事業費（税抜） (A2)	円
	補助金申請額 (B2) = (A2) × 1/2	千円（千円未満切捨て）
	調光制御機能等の有無	☐ 調光制御機能 ☐ 再エネ一体型屋外照明
補助金申請額合計 (C) = (B1) + (B2)		千円
補助金申請上限（中小企業等かつORE宣誓・達成）(D)		6, 000 千円
補助金申請上限（その他）(D)		5, 000 千円
(C) と (D) のいずれか低い方		千円

(事業費内訳書)

※対象となる補助対象設備にチェックし、経費の費目や細分等は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（別表第1－4・対象経費）に従い、事業ごとに内訳書を作成すること。

※補助対象経費の根拠となる見積書等もあわせて提出すること。

申請する補助金の種類

- ☐ (1) 自家消費型太陽光発電設備（P P A・リース型家庭用・事業用）
- ☐ (2) 蓄電池（P P A・リース型家庭用）
- ☐ (3) 自家消費型太陽光発電設備（自己所有型家庭用・事業者用）
- ☐ (3の2) 蓄電池（自己所有型家庭用）
- ☐ (4) 地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）
- ☐ (4の2) 地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）
- ☐ (5) 高効率空調、高効率照明（自己所有）

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
補助対象経費			
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
	設備費	設備費	円
	業務費	業務費	円
	事務費	事務費	円
合 計			円

様式第2号（第4条関係）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

記載された全ての者は、小田原市重点対策加速化事業費補助金の交付申請にあたり、申請者（申請者が法人の場合は、代表者及び役員をいう。）に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報により神奈川県警察本部に照会することについて同意しております。また、同本部から求めがあった場合、本件補助金交付申請書類の範囲内における情報提供についても同意しております。

申請者氏名・名称								
住所・所在地								
役職名	氏 名		生年月日				性別 (M・F)	住所
	カナ	漢字	元号	年	月	日		

※ 申請者が個人の場合は、「役職名」の欄は空欄としてください。法人の場合は、法人登記事項証明書のとおり記載してください。また、役員は監査役を含む個人全てを記載してください（監査法人等は記載不要）。

※ 氏名のカナは半角カタカナとしてください。

※ 生年月日の元号はM、S、T、Hで年月日は2桁で記入してください。

※ 性別はM（男）、F（女）のいずれかを記入してください。

※ 行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

※ 役員の構成等に変更があった場合は、速やかに変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

様式第 3 号（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった小田原市重点対策加速化事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので、通知する。

補助金の種類と交付決定額

補助金の種類	補助金実績額
自家消費型太陽光発電設備（PPA・リース型家庭用・事業用）	千円
蓄電池（PPA・リース型家庭用）	千円
自家消費型太陽光発電設備（自己所有型家庭用・事業用）	千円
蓄電池（自己所有型家庭用）	千円
地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）	千円
地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）	千円
高効率空調、高効率照明（自己所有）	千円
交付決定額合計	千円

小田原市補助金の交付等に関する規則第 6 条に規定する交付の条件

別紙のとおり

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

事務担当：

様式第4号（第6条関係）

小田原市重点対策加速化事業費補助金変更（廃止）承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

（申請者） 郵便番号

住所・所在地

☐ 法人（名称・代表者の職・氏名）
☐ 個人（氏名）

ふりがな

氏名・名称

担当者

（氏名・電話番号）

年 月 日付け（第 号）により交付決定を受けた小田原市重点
対策加速化事業費補助金について、次のとおり変更（廃止）の承認を受けたいので申
請します。

1 補助金の種類と変更（廃止）後交付申請額

補助金の種類	変更（廃止）後交 付申請額(A)	既交付決定額(B)	増減額(=A-B) ※負数は、△で 表記すること
自家消費型太陽光発電設 備(PPA・リース型家庭用・ 事業用)	千円	千円	千円
蓄電池(PPA・リース型家 庭用)	千円	千円	千円
自家消費型太陽光発電設 備(自己所有型家庭用・事 業用)	千円	千円	千円
蓄電池(自己所有家型庭 用)	千円	千円	千円

地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）	千円	千円	千円
地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）	千円	千円	千円
高効率空調、高効率照明（自己所有）	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円

2 変更（廃止）の内容（※変更する項目ごとに箇条書きにすること。）

変更前	変更後

※詳細は、事業計画及び事業費内訳表（様式第1号を準用すること）にて、交付申請時からの変更（廃止）箇所が分かるように記載すること。

※変更（廃止）した箇所について、交付申請と同様の資料を添付すること。

3 変更（廃止）の理由

--

4 委任状

私は、要綱第6条に規定する変更（廃止）承認申請に関する手続権限について、以下の者を代理人と定め、委任します。

代理人名 (法人の場合は、法人名)	
担当者部署	
担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者 E-Mail	

※手続きを委任した場合であっても、提出された書類の内容について、一定期間代理人と連絡が取れない場合や、市からの確認対し明確な回答が得られない場合は、申請者本人に連絡及び確認を行います。

様式第5号（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

小田原市長

印

小田原市重点対策加速化事業費補助金変更（廃止）承認通知書

年 月 日付けで変更（廃止）承認申請のあった小田原市重点対策加速化事業費補助金について、次のとおり承認したので通知する。

1 変更（廃止）後の補助対象事業及びその内容については、年 月 日付け（第 号）変更（廃止）承認申請書のとおりとする。

2 その他については、年 月 日付け（第 号）交付決定通知書のとおりとする。

3 条件又は理由

※この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

事務担当：

様式第6号（第6条関係）

軽微な変更届

年 月 日

小田原市長 様

（申請者） 郵便番号

住所・所在地

ふりがな

氏名・名称

☐ 法人（名称・代表者の職・氏名）

☐ 個人（氏名）

担当者

（氏名・電話番号）

年 月 日付け（第 号）により交付決定を受けた小田原市重点
対策加速化事業費補助金について、次のとおり軽微な変更を届け出ます。

1 軽微な変更

変更前	変更後

2 変更理由

3 委任状

私は、要綱第6条に規定する軽微な変更に関する手続権限について、以下の者を代理人と定め、委任します。

代理人名 (法人の場合は、法人名)	
担当者部署	
担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者 E-Mail	

※手続きを委任した場合であっても、提出された書類の内容について、一定期間代理人と連絡が取れない場合や、市からの確認に対し明確な回答が得られない場合は、申請者本人に連絡及び確認を行います。

様式第7号（第9条関係）

完了予定期日変更報告書

年 月 日

小田原市長 様

（申請者） 郵便番号

住所・所在地

ふりがな

氏名・名称

☐ 法人（名称・代表者の職・氏名）

☐ 個人（氏名）

担当者

（氏名・電話番号）

年 月 日付け（第 号）により交付決定を受けた小田原市重点
対策加速化事業費補助金について、次のとおり完了予定期日の変更を報告します。

1 完了予定期日の変更

変更前	年 月 日 から 年 月 日まで
変更後	年 月 日 から 年 月 日まで

2 変更理由

3 委任状

私は、要綱第9条に規定する完了予定期日の変更に関する手続権限について、以下の者を代理人と定め、委任します。

代理人名 (法人の場合は、法人名)	
担当者部署	
担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者 E-Mail	

※手続きを委任した場合であっても、提出された書類の内容について、一定期間代理人と連絡が取れない場合や、市からの確認に対し明確な回答が得られない場合は、申請者本人に連絡及び確認を行います。

様式第 8 号（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市重点対策加速化事業費補助金交付決定（一部）取消通知書

年 月 日付け（ 第 号）により交付決定した小田原市重点対策加速化事業費補助金について、次のとおり補助金の交付決定を（一部）取り消したので通知する。

補助金の種類	
既交付決定額	
取消し前	
取消し後	

（取消理由）

※この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

事務担当：

様式第9号（第12条関係）

小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書

年 月 日

小田原市長 様

（申請者） 郵便番号

住所・所在地

ふりがな

氏名・名称

☐ 法人（名称・代表者の職・氏名）
☐ 個人（氏名）

担当者

（氏名・電話番号）

小田原市重点対策加速化事業費補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、必要書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定日及び交付決定通知番号

交付決定日	交付決定通知番号
年 月 日	第 号

2 補助金実績額

補助金の種類	補助金実績額
自家消費型太陽光発電設備（PPA・リース型家庭用・事業用）	千円
蓄電池（PPA・リース型家庭用）	千円
自家消費型太陽光発電設備（自己所有型家庭用・事業用）	千円
蓄電池（自己所有型家庭用）	千円
地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）	千円
地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）	千円
高効率空調、高効率照明（自己所有）	千円

実績額合計

千円

3 添付書類

別添のとおり

4 委任状

私は、要綱第 12 条に規定する実績報告に関する手続権限について、以下の者を代理人と定め、委任します。

代理人名 (法人の場合は、法人名)	
担当者部署	
担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者 E-Mail	

※手続きを委任した場合であっても、提出された書類の内容について、一定期間代理人と連絡が取れない場合や、市からの確認に対し明確な回答が得られない場合は、申請者本人に連絡及び確認を行います。

様式第10号 (第11条関係)

小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書 総括表

【自家消費型太陽光発電設備及び家庭用蓄電池（PPA・リース型）】

申請者		
申請者の本社の所在地	☐ 神奈川県内	☐ 神奈川県外
契約種別（いずれかを選択）	☐ PPA	☐ リース

[illegible]

※本総括表は契約種別に作成すること。

様式第 1 1 号その 1（別表関係）

小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【自家消費型太陽光発電設備・家庭用蓄電池（PPA・リース型）】

☐ 法人（名称・代表者の職・氏名）

☐ 個人（氏名）

（申請者） 氏名・名称

【基本情報】

自家消費型太陽光発電設備（PPA・リース型）

総括表の管理番号		
用途の別	☐ 家庭用	☐ 事業用
契約の別	☐ PPA	☐ リース
設置場所	☐ 住所表示 ☐ 地番 小田原市	
事業着手日（契約日又は着工日のいずれか早い方）	年	月 日
事業完了日（納品日又は支払日のいずれか遅い方）	年	月 日
太陽電池モジュールにおける J I S 等に基づく公称最大出力の合計値(A)	kW	
パワーコンディショナーの定格規格の合計値(B)	kW	
(A) と (B) のいずれか低い方(C)	kW	
(C) の整数部分の値(D)	kW（小数点以下切捨て）	
連携している地産再エネ集約事業者（※）		
自家消費率	再エネ発電設備で発電して消費した電力量(E)	kWh/年
	再エネ発電設備で発電する電力量(F)	kWh/年

	割合 (E) ÷ (F) × 100	%
総事業費（税込）	円	
総事業費（税抜）	円	
補助対象事業費（税抜）(G)	円	
補助金実績額（家庭用） (H) = (D) × 70 千円	千円	
補助金実績額（事業用・その他） (H) = (D) × 50 千円	千円	

※余剰電力を市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却する場合に記載すること。

家庭用蓄電池（P P A ・ リース型）

形式	
蓄電容量（※）(A)	kWh（小数点第二位以下切捨て）
総事業費（税込）	円
総事業費（税抜）	円
補助対象事業費（税抜）(B)	円
補助金実績額計算 (C) = (B) × 1/3	千円（千円未満切捨て）
補助金実績上限（家庭用） (D) = (A) × 51.6 千円	千円（千円未満切捨て）
補助金実績額 (C) と (D) のいずれか低い方	千円

※ 蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。また、蓄電容量は 20 kWh 未満であること。

補助金額相当分が P P A のサービス料金又はリース料金から控除されているかの確認

自家消費型太陽光発電設備（P P A ・リース型）に係る補助金実績額 (A)	円
家庭用蓄電池（PPA ・リース型）に係る補助金実績額 (B)	円
PPA のサービス料金又はリース料金から控除されるべき額 (C)=(A)+(B)	円
(以下は契約形態がリースであるときのみ記載)	
補助金充当前のリース料等の総額(税抜) (D)	円
補助金充当後のリース料等の総額（税抜）(E)	円
リース控除料 (D)-(E)	円
(以下は契約形態が PPA であるときのみ記載)	
PPA 事業者の本社が神奈川県内にある場合、サービス料金から控除されるべき額 (F)=(C)×4/5	円
PPA 契約期間における総電力供給想定量 (G)	kWh
補助金控除前のサービス単価 (H)	円/kWh
補助金控除後のサービス単価 (I)	円/kWh
補助金控除前のサービス料金 (J)=(G)×(H)	円
補助金控除後のサービス料金 (K)=(G)×(I)	円
サービス控除料 (J)-(K)	円

【チェックリスト】※チェックリスト中、発電した電力量のうち消費した電力量の割合（自家消費割合）について、必ず記入してください。

（太陽光発電設備）

☐	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
☐	固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
☐	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
☐	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（l）をすべて遵守していることを確認すること。
☐	（a） 地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
☐	（b） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
☐	（c） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
☐	（d） 一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
☐	（e） 20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
☐	（f） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
☐	（g） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

	☐	(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
	☐	(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
	☐	(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。
	☐	(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
	☐	(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
☐	次の(a)と(b)のいずれかを満たすこと。	
	☐	(a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（家庭用：30%、事業用：75%）以上とすること。
	☐	(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
☐	PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。	
	リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐	

☐	用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
☐	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
☐	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
☐	家庭用の太陽光発電設備の場合、余剰電力を市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却すること。
☐	事業用の太陽光発電設備で余剰電力を売電する場合、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却すること。

このほか、PPA 契約書（リース契約含む）の写し及び、施工前後の写真を添付すること。

（家庭用蓄電池） ※蓄電池を設置した場合のみチェックすること。

☐	原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
☐	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
☐	12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めること。
☐	PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
☐	リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転フ

	ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
☐	蓄電池部（初期実効容量 1.0 kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること。
☐	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。
☐	蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2 の規格を満足すること。
☐	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2 の規格も可とする。
☐	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量 1.0 kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
☐	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。
☐	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
☐	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

このほか、蓄電池の仕様が分かる資料（写しも可）及び、施工前後の写真を添付すること。

様式第 1 1 号その 2（別表関係）

小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【自家消費型太陽光発電設備・家庭用蓄電池（自己所有）】

☐ 法人（名称・代表者の職・氏名）

☐ 個人（氏名）

（申請者） 氏名・名称

【基本情報】

自家消費型太陽光発電設備（自己所有）

用途の別	☐ 家庭用	
	☐ 事業用 (☐ カーポート ☐ その他)	
設置場所	☐ 住所表示 ☐ 地番 小田原市	
事業着手日（契約日又は着工日のいずれか早い方）	年	月 日
事業完了日（納品日又は支払日のいずれか遅い方）	年	月 日
太陽電池モジュールにおける JIS 等に基づく公称最大出力の合計値 (A)	kW	
パワーコンディショナーの定格規格の合計値 (B)	kW	
(A) と (B) のいずれか低い方 (C)	kW	
(C) の整数部分の値 (D)	kW（小数点以下切捨て）	
連携している地産再エネ集約事業者（※）		
自家消費率	再エネ発電設備で発電して消費した電力量 (C)	kWh/年
	再エネ発電設備で発電する電力量 (D)	kWh/年
	割合 (C) ÷ (D) × 100	%

総事業費（税込）	円
総事業費（税抜）	円
補助対象事業費（税抜）(G)	円
補助金実績額（家庭用） (H)=(D)×70 千円	千円
補助金実績額（事業用・カーポート） (H)=(G)×1/3	千円
補助金実績額（事業用・その他） (H)=(D)×50 千円	千円

※余剰電力を市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却する場合に記載すること。

家庭用蓄電池（自己所有型）

形式	
蓄電容量（※）(A)	kWh（小数点第二位以下切捨て）
総事業費（税込）	円
総事業費（税抜）	円
補助対象事業費（税抜）(B)	円
補助金実績額計算 (C)=(B)×1/3	千円（千円未満切捨て）
補助金実績上限（家庭用） (D)=(A)×51.6 千円	千円（千円未満切捨て）
補助金実績額 (C)と(D)のいずれか低い方	千円

※ 蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。また、蓄電容量は20kWh未満であること。

【チェックリスト】

(太陽光発電設備)

☐	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
☐	固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
☐	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
☐	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守していることを確認すること。
☐	（a） 地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
☐	（b） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
☐	（c） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
☐	（d） 一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
☐	（e） 20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
☐	（f） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
☐	（g） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
	（h） 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から

☐	国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
☐	(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
☐	(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。
☐	(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
☐	(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
次の(a)と(b)のいずれかを満たすこと。	
☐	☐ (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（家庭用：30%、事業用：75%）以上とすること。
	☐ (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
☐	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
☐	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
☐	家庭用の太陽光発電設備の場合、余剰電力を市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却すること。
☐	事業用の太陽光発電設備で余剰電力を売電する場合、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却すること。

(家庭用蓄電池) ※蓄電池を設置した場合のみチェックすること。

☐	原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
☐	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
☐	12.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムとなるよう努めること。
☐	蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること。
☐	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。
☐	蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2 の規格を満足すること。
☐	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2 の規格も可とする。
☐	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
☐	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。
☐	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
☐	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

このほか、蓄電池の仕様が分かる資料(写しも可)及び、施工前後の写真を添付すること。

様式第 1 1 号その 3（別表関係）

小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【地域共生型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング等）・地域裨益型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）】

☐ 法人（名称・代表者の職・氏名）

☐ 個人（氏名）

（申請者） 氏名・名称

【基本情報】

設置場所	☐ 住所表示 ☐ 地番 小田原市		
事業着手日（契約日又は着工日のいずれか早い方）	年	月	日
事業完了日（納品日又は支払日のいずれか遅い方）	年	月	日
太陽電池モジュールにおける JIS 等に基づく公称最大出力の合計値	kW		
パワーコンディショナーの定格規格の合計値	kW		
系統連系出力	kW		
連携している地産再エネ集約事業者			
総事業費（税込）	円		
総事業費（税抜）	円		
補助対象事業費（税抜）(A)	円		
補助率(B)	1 / 2		
補助金実績額 (A) × (B)	千円（千円未満切捨て）		

このほか、総事業費等の根拠となる資料を添付すること。

【チェックリスト】

☐	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家へ供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
☐	固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
☐	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
☐	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守していることを確認すること。
☐	（a） 地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
☐	（b） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
☐	（c） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
☐	（d） 一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
☐	（e） 20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 ※該当する場合、別に写真を添付すること。
☐	（f） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
☐	（g） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
☐	（h） 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から

☐	国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
☐	(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
☐	(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。
☐	(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
☐	(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
☐	太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、小田原市地産再エネ集約事業者を介して市が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に売却すること。（ただし、単独250kW以上の太陽光発電設備の場合、小田原市地産再エネ集約事業者を介さずに市が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に直接売却することも可。）
☐	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
☐	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

このほか、施工前後の写真を添付すること。

様式第 1 1 号その 4（別表関係）

小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【高効率空調・高効率照明】（自己所有）

☐ 法人（名称・代表者の職・氏名）

☐ 個人（氏名）

（申請者） 氏名・名称

【基本情報】

設置場所		☐ 住所表示 ☐ 地番 小田原市
建物又は店舗の名称等		
事業着手日（契約日又は着工日のいずれか早い方）		年 月 日
事業完了日（納品日又は支払日のいずれか遅い方）		年 月 日
事業者の別		☐ 中小企業等 ☐ その他
O R E の 状 況		☐ 宣誓 ☐ 達成 ☐ なし
高 効 率 空 調 設 備	総事業費（税込）	円
	総事業費（税抜）	円
	補助対象事業費（税抜） （A1）	円
	補助金実績額 （B1）＝（A1）× 1/2	千円（千円未満切捨て）
高 効 率 照 明 機	総事業費（税込）	円
	総事業費（税抜）	円
	補助対象事業費（税抜） （A2）	円

器	補助金実績額 (B2)=(A2)×1/2	千円(千円未満切捨て)
補助金実績額合計 (C)=(B1)+(B2)		千円
補助金実績上限(中小企業等かつO R E 宣誓・達成)(D)		6, 0 0 0 千円
補助金実績上限(その他)(D)		5, 0 0 0 千円
(C)と(D)のいずれか低い方		千円

【チェックリスト】

☐	高効率空調の場合、対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られること。
☐	高効率照明の場合、調光制御機能を有するLEDに限ること。ただし、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない。
☐	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
☐	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

このほか、施工前後の写真を添付すること。

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市重点対策加速化事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した小田原市重点対策加速化事業費補助金については、年 月 日付け実績報告書に基づき、次のとおり交付額を確定したので通知する。

確 定 額	円
-------	---

※この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

〔事務担当：〕

様式第 13 号（第 7 条関係）

小田原市重点対策加速化事業費補助金財産処分承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

☐ 法人（名称・代表者の職・氏名）

☐ 個人（氏名）

（申請者） 氏名・名称

年 月 日付け（ 第 号）により交付決定を受けた小田原市重点対策加速化事業費補助金について、小田原市重点対策加速化事業費補助金交付要綱第条の規定に基づき、次のとおり取得財産等を処分します。

1 取得財産等

2 取得財産等の設置場所

3 取得財産等の総補助対象事業費及び補助金額

4 財産処分の内容

（1）財産処分の理由

（2）財産取得年月日

（3）財産取得後の経過年数

（4）財産処分制限期間

（5）処分の内容

（6）処分予定年月日

（7）補助金返還額

5 補助金返還額

6 補助金返還額の算出根拠

7 添付書類（平面図、処分対象機器仕様書、写真及びその他参考となる資料）